

# 米子市審議会等委員公募制実施指針

## 1 趣旨

この指針は、米子市審議会等委員選任基準（平成17年9月26日施行）第11項に規定する審議会等の委員の公募制の導入に当たり、その実施方法について、各審議会等の主管課（以下「主管課」という。）が準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

## 2 定義

この基準において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する委員会、委員及び附属機関並びにこれらに準ずる機関をいう。

## 3 公募基準

審議会等の委員の選任に当たっては、公募制の導入に努めるものとする。ただし、特に専門性を必要とする事項について審議等を行う場合は、その必要性について慎重に検討するものとする。

## 4 公募人数

公募委員の人数は、現行の委員定数の枠内で定め、原則として定数増は行わないものとする。

## 5 公募条件

公募する際の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として年齢20歳以上の者
- (2) 本市に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学する者
- (3) その他主管課が定める資格又は経歴を有する者

## 6 公募の周知

公募は、市広報、報道機関等を通じ広く周知するものとする。

## 7 応募手続

応募手続は、申込書、小論文その他必要な書類の提出によるものとする。この場合において、当該書類の内容のほか応募手続の詳細については、主管課が定めるものとする。

## 8 選考方法

公募委員の選考は、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 選考委員会の設置

主管課に選考委員会を置くこと。

(2) 選考委員会の所掌事務

選考委員会は、公募委員を選考し、その結果を任命権者に報告すること。

(3) 選考委員会の組織

選考委員会は、委員5人以内で組織し、委員長は審議会等の主管部長をもって充て、他の委員は職員のうちから委員長が指名すること。ただし、必要があると認められる場合は、職員以外の者を委員とすることができる。

(4) 選考基準

選考は、原則として、小論文の評定のほか書類審査によること。ただし、必要に応じて面接審査を行うことができる。

(5) 選考委員会の運営

前各号に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定めること。

## 9 公募委員の任期

公募委員の任期は、原則として、他の選出区分において選出される委員の任期と同様に定めるものとする。この場合において、委員の再任を妨げないこととしている審議会等にあつては、当該委員の再任を、新たな公募の経緯を経ないで行うことができる。

## 10 委任

この指針に定めるもののほか、審議会等の委員の公募制の実施に関し必要な事項は、主管課が定めるものとする。

### 附 則

この指針は、平成17年9月26日から施行する。